

dbSheetClient テクニカルフォーラム 会員規約

本会員規約は、dbSheetClient テクニカルフォーラム（以下、本フォーラムという）の会員（以下、会員という）と dbSheetClient テクニカルフォーラムの運営者（以下、運営者という）との間の、dbSheetClient テクニカルフォーラムの利用に係わる一切の關係に適用します。

■第1条（本フォーラムの趣旨）

本フォーラムは、dbSheetClient を使用してアプリケーションの開発あるいは教育活動にたずさわっているユーザー同士が、dbSheetClient 及びその関連ソフトウェアや周辺機器について相互に理解を深めることを目的として設立されたフォーラムです。従って、本フォーラムはユーザー同士の相互扶助によって成立するフォーラムであり、運営者による正式な技術サポートの場ではないことをあらかじめご了承下さい。なお、ここで言う"ユーザー"とは、dbSheetClient のパートナー企業も含まれます。

■第2条（本フォーラムへの参加費用）

本フォーラムへの参加費用は基本的に無料です。但し、本フォーラムへのアクセスにともなう電話料金等の通信費用は会員の負担となります。

■第3条（本フォーラムの運営者）

本フォーラムの運営者は、dbSheetClient の発売元である株式会社ニューコムです。但し、株式会社ニューコムは本フォーラムのオペレーションを外部に委託することがあります。いずれの場合にも、株式会社ニューコムは原則として最低1名のモデレーターを任命することとし、モデレーターは運営者の一員としてフォーラムのオペレーションが円滑に行われるよう最善を尽くすものとします。

■第4条（本規約の適用範囲と変更）

モデレーターを通じ、会員に対して随時発表される諸規定は本規約の一部を構成します。また、運営者は会員の承諾を得ることなくこの規約を変更することがあります。この変更はオンライン、または他の媒体による手段を通じて発表します。

■第5条（本規約の発効）

本規約は、運営者が入会申込者からの入会手続きを受理し、加入の承認をした時点より効力を生じます。

■第6条（入会申込資格）

本フォーラムへの入会申込資格は、自己申告により次の各号のすべてを満たしていることとします。

1. dbSheetClient によるアプリケーションの開発または教育活動にたずさわっている。
2. 過去に本フォーラムの会員資格の取消処分を受けていない。

■第7条（会員資格）

本フォーラムの会員とは、本規約を承認のうえ、運営者の指定する手続きにしたがって本フォーラムに入会を申込み、運営者が加入の承認をした個人をいいます。会員資格は故意、不本意にかかわらず第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更等することはできません。

■第8条（会員資格の取消）

次の各号のひとつにでも該当する場合は、運営者は当該会員の会員資格を何ら通知および催告することなく取り消すことができます。

1. 入会時に虚偽申告をした場合
2. 本規約に違反する行為があった場合
3. 本フォーラムの運営を故意に妨害した場合
4. その他、会員としてふさわしくないと運営者が判断した場合

■第9条（運営条件の変更と運営停止）

本フォーラムの運営条件（フォーラムの形態、メニュー構成、入会申込資格、入会申込方法、会員資格、運用規則等）は、運営者が予告なく変更することがあります。この変更についてはオンライン上で、または運営者が提供する他の媒体によって発表するものとします。また、運営者は最低1ヶ月の予告期間をもって本フォーラムの運営を停止することができます。

■第10条（フォーラムの運営方針）

1. フォーラムへの発言は、本規約を遵守のうえ、会員各位が自己の良識に基づいて行うものとします。運営者は会員が提供する情報についていかなる保証も行いません。ここで言う会員とは、dbSheetClient のパートナー企業に所属する社員の方をも含みます。
2. フォーラムにおける発言は、一定期間満了後、発言者の許諾なしに運営者がすべて削除することができます。この一定期間とは本フォーラムのディスク許容量、あるいは話題の進展状況等を運営者が判断したうえで随時定めるものとします。
3. 発言内容がフォーラムの趣旨と著しく異なる場合、その発言は運営者により予告なく移動、移管される場合があります。

4. dbSheetClient のパートナー企業、およびその他のベンダー専用のフォーラムが開設された場合にも、そのフォーラムに関わる運営は本規約が適用されます。

■第11条（フォーラムにおける発言の禁止事項）

下記のいずれかに該当する発言は、本フォーラムへの登録を禁止します。

1. 第三者の著作権、その他の権利を侵害する発言
2. 運営者、もしくは第三者を不当に攻撃する発言
3. 本フォーラムの趣旨と著しく異なる内容の発言
4. その他、公序良俗に反する発言

■第12条（バイナリファイル登録時の注意事項）

下記のいずれかに該当するバイナリファイルは、本フォーラムへの登録を禁止します。

1. 第三者の著作権、その他の権利を侵害するファイル
2. 事前にウイルスチェック作業の行われていないファイル
3. 本フォーラムの趣旨から著しく異なる内容のファイル

■第13条（発言やファイルの強制削除）

フォーラムへの発言、およびファイルの登録は、次のいずれかに該当する場合、著作権者の許諾なしに運営者が予告なく削除することができます。削除のタイミングについては運営者がこれを決定します。

1. 本フォーラムの会員規約に違反すると運営者が判断した場合
2. 発言やファイルに関与する製品のベンダーから、正当な理由をもって削除要請がなされた場合
3. 二重登録、過度の文字化け、不法な制御コードの混入などがあつた場合
4. その他、本フォーラムの趣旨から鑑みて運営者が不相当だと判断した場合

■第14条（発言の著作権について）

本フォーラム内における発言は、発言者がその著作権を保有するものとします。そして、フォーラム全体に対する編集著作権は運営者が保有するものとします。従って、本フォーラムの他の会員は、フォーラム内における発言を、発言者、および運営者の承諾なしに他の媒体への転載、出版物等への掲載・引用等を行うことはできません。なお、本フォーラムの会員規約に違反する内容の発言については、著作権の保護対象物としての取り扱いは致しません。

■第15条（個人情報）

本フォーラム内における個人情報の取り扱いについては、弊社個人情報保護方針に準じます。（以下の URL、またはフッタのリンクを参照）

<http://www.newcom07.jp/privacy/>

■第16条（運営上の免責）

運営者は、本フォーラムの利用により発生した会員の損害すべてに対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。また、会員が本フォーラムの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、会員は自己の責任と費用をもって解決し、運営者に損害を与えることのないものとします。

■第17条（合意管轄裁判所）

会員と運営者の間で訴訟の必要が生じた場合、さいたま地方裁判所を会員と運営者の合意管轄裁判所とします。

以上

（付則）

本規約の転載は、その全部あるいは一部にかかわらず、運営者の承諾を必要とします。
本規約は 2017 年 9 月 1 日から実施します。